

公認内部監査人



C e r t i f i e d
I n t e r n a l
A u d i t o r

公認内部監査人(CIA) Part I／第5回

※アビタスCIA本講座講義資料のため、MUFG CIA受験対策講座の実施回と異なります。

4-1 内部監査部門の管理

ドメインIV「内部監査部門の管理」では、CAEが内部監査基本規程と「グローバル内部監査基準」に従い、内部監査部門を管理する責任を負うことを見定めている。この責任には、戦略的計画の立案、監査資源の確保、ステークホルダーとの関係構築、部門パフォーマンスの向上が含まれる。CAEは、他の専門職に責任を委譲できるが、最終的な説明責任を保持し、取締役会への報告経路を確保する必要がある。



原則9～12

内部監査部門長は、内部監査基本規程及び「グローバル内部監査基準」に従って内部監査部門を管理する責任を負っている。この責任には、戦略的計画、監査資源の獲得と配備、関係の構築、ステークホルダーとのコミュニケーション、及び部門のパフォーマンスの確実な遂行と強化が含まれる。

内部監査部門を管理する責任者は、組織体に直接雇用されているか、外部のサービス・プロバイダを通じて契約しているかにかかわらず、このドメインに記載された責任を果たすことを含め、「グローバル内部監査基準」に適合することが求められる。

内部監査部門長は、内部監査部門の他の適格な専門職に適切な責任を委譲してもよいが、最終的な説明責任は保持する。

取締役会と内部監査部門長との間に直接的な指示・報告関係があることにより、内部監査部門は、その負託事項を果たすことができる(基準7.1(組織上の独立性)も参照)。さらに、内部監査部門長は、日々の活動を支援し、内部監査業務の結果が十分に考慮されることを確実なものとするのに必要な地位と権限を確立するために、通常、最高経営責任者などの最高経営者への部門運営上の指示・報告経路を持つ。

CAEは、以上のような内部監査部門の管理に責任を負っているが、その実現のために、組織体のガバナンス、リスク・マネジメント及び、コントロールについて十分に理解している必要がある。

次Unit以降では、組織体のガバナンス、リスク・マネジメント及び、コントロールの各プロセスの理解に関する原則9「戦略的な計画策定」及び関連する基準を学習する。さらに、組織体のガバナンスがコントロール、倫理及び、コンプライアンスに与える影響などについても学習する。

4-2 ガバナンス(1) 定義と内部監査部門長の責任

本Unitでは、ガバナンスの定義をおさえた上で、CAEが戦略的な計画を策定するために必要となる組織体のガバナンス、リスク・マネジメント及びコントロールの各プロセスに関する基準を学習する。

負託事項：内部監査部門の権限、役割、責任を記したもの

P22-P24



原則9 戰略的な計画策定

内部監査部門長は、内部監査部門がその負託事項を果たし、長期的に成功を収めるための地位を占めることを確実なものとするよう、戦略的に計画を策定する。

戦略的に計画を策定するためには、内部監査部門長は内部監査への負託事項並びに組織体のガバナンス、リスク・マネジメント及びコントロールの各プロセスを理解することが求められる。内部監査部門は、適切に資源配分され、位置付けられることで、組織体の成功を支援するための戦略を策定し、実施することができる。さらに、内部監査部門長は、内部監査部門を指導し、内部監査の計画を策定するための手法を作成し、実施する。

ガバナンスの定義

グローバル内部監査基準では、ガバナンスを以下のように定義している。

論点

ガバナンスの定義

定義

取締役会が、組織体の目標達成に向けて、組織体の活動について、情報を提供し、指揮し、管理し、及びモニタリングするために、プロセスと知識構造を併用して実施すること。 **監視機能**

- a) コーポレート・ガバナンス(Corporate Governance)は、「企業統治」と訳され企業において最も重要視されているテーマである。

1990年以降、コーポレート・ガバナンスに関する議論が世界的に盛んになった背景には、多くの企業の不祥事、機関投資家の増加、及び代表訴訟による取締役の法的リスクの増大がある。機関投資家は、株主価値の増大に寄与する健全なコーポレート・ガバナンスの確立を強く要求するようになっている。

1) エージェンシー問題とコーポレート・ガバナンスの必要性

委託者が代理人に業務行為を委任する関係をエージェンシー関係と呼ぶ。株式会社形態のビジネスでは、会社の所有者たる株主は経営から分離されており、株主(委託者)の代わりに、経営者(代理人)が経営を行うエージェンシー関係が成立している。

エージェンシー関係においては、委託者と代理人の利害が必ずしも一致しないことがあり、これをエージェンシー問題という。株主と経営者の関係を例にとれば、経営者は自己の報酬や名誉の最大化を重視し、株主利益とは相反する行動をとる場合がある。この問題を解決し、株主の利益の保護を図る上で、コーポレート・ガバナンスの概念と仕組みが必要となる。

b) 財務報告に関するガバナンスの重要性

企業の財務報告は、それ自体がさまざまな利害調整ツールとなるものであり、従って、財務報告に係る信頼性を確保することは、コーポレート・ガバナンスの主要な目的となる。

基準9.1 ガバナンス、リスク・マネジメント及びコントロールの各プロセスの理解

要求事項

有効な内部監査の戦略及び計画を策定するために、内部監査部門長は、組織体のガバナンス、リスク・マネジメント及びコントロールの各プロセスを理解しなければならない。

ガバナンスプロセスの機能

ガバナンス・プロセスを理解するために、内部監査部門長は、組織体が次の事項をどのように行っているかを検討しなければならない。

- 戰略的な目標を設定し、戦略的かつ実務的な意思決定を行うこと
- リスク・マネジメント及びコントロールを監督すること
- 倫理的な企业文化を推進すること **RMやICの積極的な構築**
- 有効なパフォーマンス管理及び説明責任を果たすこと
- 組織体の管理及び事業運営部門を構造化すること
- リスク及びコントロールに関する情報について組織体全体とコミュニケーションをとること
- 取締役会、社内外のアシュアランス業務のプロバイダ、及び経営管理者の間の活動及びコミュニケーションを連携すること

RMやICプロセスの機能

リスク・マネジメント及びコントロールの各プロセスを理解するために、内部監査部門長は、組織がどのように重大なリスクを識別、評価し、適切なコントロール・プロセスを選択しているかを検討しなければならない。これには、組織体が次の重要なリスク分野をどのように識別、管理しているかを理解することが含まれる。

- 財務情報及び事業運営情報の信頼性及び完全性
- 事業運営及びプログラムの有効性及び効率性
- 資産の保全
- 法令や規制の遵守

実施に当たって考慮すべき事項の要旨

CAEの理解は、情報を幅広く収集し、包括的に見ることによって培われる。情報源には、取締役会及び最高経営者との議論、取締役会及び最高経営者の議事録及びプレゼンテーションのレビュー、個々の内部監査業務からのコミュニケーション及び監査調書、並びに他のアシュアランス業務及びアドバイザリー業務のプロバイダが作成した評価及び報告書がある。

a) ガバナンス・プロセスの理解

CAEは、優れたガバナンス原則、グローバルに受け入れられているガバナンスのフレームワーク及びモデル、並びに組織体が活動する業界及びセクターに特有の専門職のガイダンスについて十分に知っているべきである。このような知識に基づいて、CAEは、これらのうちのいずれかが組織体で導入されているかどうかを識別し、組織体のガバナンス・プロセスの成熟度を評価すべきである。組織体のガバナンス構造、プロセス及び実務は、組織体の種類、規模、複雑さ、構造及びプロセスの成熟度並びに組織体が従うべき法令や規制上の要求事項といった組織体固有の特性によって影響を受けることがある。

CAEは、組織体のガバナンス、特に戦略及び業務運営上の意思決定において取締役会が果たす役割についてさらなるインサイトを得るために、取締役会や委員会の基本規程、並びにそういった会議の議題及び議事録をレビューすることがある。

CAEは、組織体のプロセス及びアシュアランス活動をもっと明確に理解するために、主要なガバナンスの役割を担う個人（例えば、取締役会議長、政府組織における選挙で選ばれた又は任命された最高幹部、最高倫理責任者、人事責任者、最高コンプライアンス責任者及び最高リスク責任者）と話すことがある。CAEは、識別された懸念事項に特に注意を払いながら、過去に完了したガバナンスに関するレビューの報告書や結果をレビューしてもよい。

b) リスク・マネジメント・プロセスの理解

CAEは、グローバルに受け入れられているリスク・マネジメントの原則、フレームワーク及びモデル、並びに組織体が活動する業界及びセクターに特有の専門職のガイダンスを理解すべきである。CAEは、組織体のリスク・マネジメント・プロセスの成熟度を評価するために、組織体がリスク選好度を識別し、リスク・マネジメントの戦略やフレームワークを実施しているかどうかを確認することを含め、情報を収集すべきである。取締役会及び最高経営者との議論は、CAEが、組織体のリスク・マネジメントに関する最高経営者及び取締役会の考え方や優先順位を理解するのに役立つ。

リスク情報を収集するために、CAEは、最近完了したリスク評価、並びに最高経営者及び業務運営部門の経営管理者、リスク・マネジメントの担当者、外部監査人、規制当局、並びにその他の内部及び外部のアシュアランス業務のプロバイダが発した関連するコミュニケーションについてレビューすべきである。

c)

コントロール・プロセスの理解

CAEは、グローバルに受け入れられているコントロールのフレームワークに精通し、組織体で使用されているフレームワークを検討すべきである。CAEは、識別された組織体の目標ごとに、組織体のコントロール・プロセス、及びコントロール・プロセスの有効性に関する幅広い理解を深め、維持すべきである。CAEは、次のことを行うために、組織体全体のリスク・コントロール・マトリクスを作成することがある。

- 組織体の目標を達成する能力に影響を及ぼすかもしれない識別されたリスクを文書化すること
- リスクの相対的重大度を示すこと
- 組織体のプロセスにおける重要なコントロールを理解すること
- どのコントロールについて整備状況の妥当性がレビューされ、意図したとおりに運用されていると判断されたかを理解すること

組織体のガバナンス、リスク・マネジメント及びコントロールの各プロセスを十分に理解することで、組織体の成功を高める内部監査業務を提供する機会を識別し、優先順位を付けることができる。識別された機会は、内部監査の戦略及び計画の基礎となる。

適合していることの証拠の例

- 組織体が使用しているガバナンス、リスク・マネジメント及びコントロールの各フレームワーク及びプロセスについて、CAEが調査、収集、レビュー及び検討を行ったことを示す文書で、以下のものを含む。
 - 組織体の取締役会及び委員会の基本規程(組織体に求められるガバナンスの期待事項を記載したもの)
 - ガバナンス、リスク・マネジメント及びコントロールの各プロセスに関連する法令、規制、及びその他の要求事項の評価
- 組織体のガバナンス、リスク・マネジメント及びコントロールの各プロセス-それぞれの戦略、方法、モニタリングを含む-に関する議論を文書化した取締役会の議題及び議事録のレビュー
- CAEと組織体内のガバナンス及びリスク・マネジメントの役割を担う者との間で行われる議論の議事録又は記録

- 組織体のリスク選好度を記載した文書のレビュー、又は組織体のリスク選好度及びリスク許容度に関する取締役会及び最高経営者とのコミュニケーションを文書化したもの
- 組織体のガバナンス、リスク・マネジメント及びコントロールの各プロセスについて内部監査スタッフに提供されたオリエンテーション又は研修に関する文書
- 事業戦略及び事業計画のレビュー
- 規制当局から受領したコミュニケーションのレビュー
- 組織体のリスク・コントロール・マトリクスについての理解を実践により示すこと

4-3 ガバナンス(2) 基本的仕組みと取締役会の責任

本Unitでは、ガバナンスに最終的な責任を持つ取締役会の役割を中心とした、ガバナンスの基本的な仕組みを学習する。

コーポレート・ガバナンスについては、多くの定義、原則が公表されている。

経済協力開発機構(Organization for Economic Co-operation and Development; OECD)では、「企業の経営者と株主、及び従業員、債権者等の利害関係者との関係を統治する規則と実践」と定義している。また、OECDの発行する「コーポレート・ガバナンス」原則では、有効な「コーポレート・ガバナンスの枠組みの基礎を確保」する主要な分野として、「株主の権利及び主要な持分機能」「株主の平等な取扱い」「コーポレート・ガバナンスにおける利害関係者の役割」「開示及び透明性」「取締役会の責任」をあげている。

米国型コーポレート・ガバナンスの基本的な仕組みと取締役会の役割

コーポレート・ガバナンスの最大の当事者は取締役会である。取締役会は、企業の株主その他の利害関係者に代わって企業の経営を行う責任を負っているが、この経営の責任には、戦略や目標を示す役割のほかに、企業のガバナンスについて監視を行う役割が含まれている。取締役会がガバナンスに関する役割を果たすためには、以下の条件を備える必要がある。

- a) 取締役会の構成員の過半数が独立していなくてはならない。独立しているとは、業務執行を行わず、取締役会の一員としての報酬を除いて会社から重要な便益を得ていないことを意味する。

b) 各種決定を行う委員会の設置を含めたガバナンスに関するガイドラインを設定しなくてはならない。ガバナンスに関して特に重要となる委員会は以下の通りである。

1) 指名委員会

最高経営者(CEO)の選解任、委員会への取締役会の割り当て等の権限と責任を負う。

2) 監査委員会

企業改革法、証券取引委員会等の規定に基づき、設置が義務付けられている委員会である。監査委員会の重要な特徴は以下の通りである。

i) 企業改革法により、「財務専門家」が一人以上含まれることと当該専 **Financial** 門家の名前の開示が義務づけられている。監査委員会に財務専門家 **Expert:**

がいない場合にはその理由の開示が求められている。

**CPAである
必要はない**

ii) 外部監査人の指名や監督に責任を負い、その報酬も決定する。

iii) 外部監査人は監査委員会に直接報告義務を負う。

iv) 内部監査人はCEOに報告すべき地位にあり、また、直接に委員会にアクセスする権利を持つ。**2つの報告経路**

v) 内部告発者たる従業員からの問題提起への対応を含む、会計・監査上の対処について手続きを規定する。

VI) CAEの任命

3) 報酬委員会

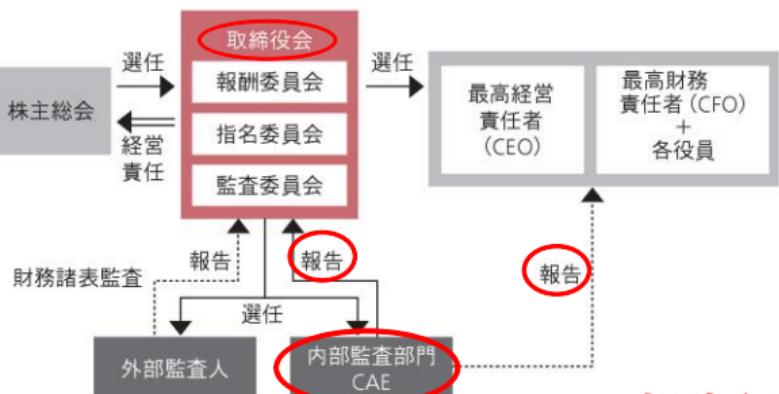
- i) CEOへの報酬を、業務目標達成度合いに照らして決定する。
- ii) 報酬制度や、株式価値に基づく報酬提案について、取締役会に意見を提出する。
- iii) 株主の目的やリスク選好に照らして、報奨の施策を調整する。

論点

コーポレート・ガバナンスの仕組み

企業のコーポレート・ガバナンスの最終的な責任を負うのは取締役会である。ただ、有効なコーポレート・ガバナンスのためには内部監査部門の役割が非常に重要である。(社外取締役から構成される)監査委員会が有効に機能を発揮するためには、内部監査人と監査委員会の円滑なコミュニケーションに加え、内部監査部門が内部統制の有効性について十分な情報を提供することによって、有効なコーポレート・ガバナンスの向上に寄与する。

米国型のコーポレート・ガバナンスの仕組みの例



2つの報告経路

c) 組織体のガバナンス・プロセス、ガバナンス構造、組織体の役割及び内部監査人の資質等の成熟度は、監査がその目的を達成する能力に影響を与える。仮にこれらの成熟度が低い組織体においては、内部監査機能は主に以下に注力する。

- 個別の監査業務の実行に焦点を当てる。
- 最適のガバナンス構造及びその実務についての助言を行う。
- 現状のガバナンス構造とその実務を、法令やその他遵守すべき要件と比較する。

(d) 一方で、より成熟度の高いガバナンス構造、実務をもつ組織体においては、内部監査人は以下のことに焦点を当てることが可能となる。

- 全社的なガバナンス構成要素の有効性及び効率性を評価し、それらが当初期待された通りに機能しているかを確認する。
- ガバナンス構造のそれぞれの部分における、透明性と開示(報告)手続きを分析する。
- ガバナンスのベストプラクティスと比較する。
- 適切な法令や規則への遵守状況を識別する

4-4 取締役会による対話

取締役会は、組織体が効果的なガバナンスを実現するため、内部監査部門の有効性を確保する役割を担う。本Unitでは、取締役会による内部監査部門の監督及び最高経営者とCAEの役割について学習する。



基準

原則8 取締役会による監督

取締役会は、内部監査部門の有効性を確実なものとするために、内部監査部門を監督する。

効果的な職務上の報告経路の維持

内部監査部門の全体的な有効性を可能にするためには、取締役会によるモニタリングが不可欠である。この原則を達成するためには、取締役会と内部監査部門長との間の協力的かつ双方向のコミュニケーション、及び内部監査部門が内部監査への負託事項を果たすために十分な監査資源を確保するための取締役会の支援が必要である。さらに、取締役会は、取締役会が品質の外部評価の結果を直接レビューすることを含む、品質の評価と改善のプログラムを通じて、内部監査部門長及び内部監査部門のパフォーマンスの品質についてのアシュアランスの提供を受ける。

QA&IPの外部評価のレビュー

要求事項

内部監査部門長は、その監督責任を遂行するために必要な情報を取締役会に提供しなければならない。この情報は、取締役会から具体的に要求される場合もあれば、取締役会が監督責任行使する上で価値があると内部監査部門長が判断する場合もある。

内部監査部門長は、以下の事項を、取締役会及び最高経営者に報告しなければならない。

- 内部監査の計画及び予算、並びにそれらの重大な修正 基準 6.3 (取締役会及び最高経営者の支援) 及び基準 9.4 (内部監査の計画) も参照のこと)
- 負託事項又は内部監査基本規程に影響を及ぼす可能性のある変更 基準 6.1 (内部監査への負託事項) 及び基準 6.2 (内部監査基本規程) も参照のこと)
- 独立性を侵害する可能性のある事項 (基準 7.1 (組織上の独立性) も参照のこと)
- 結論、課題、アシュアランス、助言、インサイト、及びモニタリング結果を含む内部監査業務の結果 (基準 11.3 (結果のコミュニケーション)、基準 14.5 (個々の内部監査業務の結論) 及び基準 15.2 (改善のための提言又は改善措置の計画の実施の確認) も参照のこと)

- 品質のアシュアランスと改善のプログラムの結果(基準 8.3(品質)、基準 8.4(品質の外部評価)、基準 12.1(品質の内部評価)、及び基準 12.2(パフォーマンスの測定)も参照のこと)

QA & IPの結果

内部監査部門長が、範囲、発見事項、又は内部監査部門の責任遂行の能力に影響を及ぼす可能性がある個々の内部監査業務のその他の側面に関して、最高経営者又は他のステークホルダーと意見が一致しないことがある。このような場合、内部監査部門長は、取締役会に事実と状況を提供し、取締役会が、その監督の役割において、最高経営者又はその他のステークホルダーとの間に入るべきかどうかを検討できるようにしなければならない。

必須条件

取締役会

内部監査部門の有効性の理解と支援

- ・ 内部監査部門長とコミュニケーションを図り、内部監査部門がその負託事項をどのように果たしているかを理解する。
- ・ 内部監査部門長が内部監査の優先順位を決定するのを支援するために、組織体の戦略、目標及びリスクに関する取締役会の見解を伝える。
- ・ 内部監査部門長との間で、以下の期待事項を設定する。
 - 内部監査部門長からコミュニケーションを受け取りたい頻度
 - 取締役会のリスク許容度を超える重大なリスクなど、どの問題を取締役会に上申すべきかを決定する規準
 - 重要事項を取締役会に上申するためのプロセス
- ・ 内部監査の実施結果及び最高経営者との議論に基づいて、組織体のガバナンス、リスク・マネジメント及びコントロールの各プロセスの有効性を理解する。
- ・ 経営管理者又はその他のステークホルダーとの意見の相違について内部監査部門長と議論し、内部監査部門長が内部監査の負託事項に記載された責任を果たすことができるよう、必要に応じて支援する。

最高経営者

- ・組織体の戦略、目標及びリスクに関する最高経営者の見解を伝え、内部監査部門長が内部監査の優先順位を決定するのを支援する。
- ・取締役会が組織体のガバナンス、リスク・マネジメント及びコントロールの各プロセスの有効性を理解するのを支援する。
- ・重要事項を取締役会に上申するプロセスについて、取締役会及び内部監査部門長と協力する。

取締役会による内部監査部門の監督の支援

実施に当たって考慮すべき事項の例

取締役会が監督責任を果たすために必要な情報を提供するためには、双方向のコミュニケーションが必要である。CAEは、書面や口頭による報告及びプレゼンテーション、正式な会議、非公式な話し合いなど、様々なコミュニケーション方法を用いることがある。

CAEは、取締役会の期待事項を内部監査の手法に正式に文書化することがある。CAEは、コミュニケーションの頻度、性質及び内容が、取締役会の期待事項に合致しており、取締役会の監督責任の達成に役立っていることを、取締役会に定期的に確認すべきである。

コミュニケーションのトピックは広範囲に及ぶ可能性がある

取締役会とCAEとの間のコミュニケーションの頻度については、重大な問題について適時にコミュニケーションをとる必要性を考慮すべきである。CAEは、単に財務リスク・マネジメントだけではなく、例えば、戦略的取り組み、サイバーセキュリティ、健康と安全、持続可能性、事業の回復力、及びレピュテーションなど、広範な非財務のガバナンス及びリスク・マネジメントに関する懸念事項の理解と監督に関する取締役会の見解と期待事項について、取締役会からの情報を求めるべきである。

CAEが最高経営者を飛び越えて上申する問題を識別するために、リスク許容度を超える重大性又は重要性を示す規準を設定することがある。その規準は、CAEが経営管理者から取締役会にコミュニケーション内容を上申するために従うプロセスと関連付けられていなければならない。一般的に、CAEと経営管理者との間の意見の相違は、取締役会に提示された情報が正確であり、経営管理者の見解を反映していることを確実なものにするために、経営管理者と議論すべきである。

一般的に、正式な取締役会では、少なくとも四半期ごとに正式なコミュニケーションが行われる。さらに、CAEと取締役会メンバーは、必要に応じて、時には非公式に、会議と会議との間にコミュニケーションをとることが多い。

適合していることの証拠の例

- CAEとの議論の内容、トピック及び頻度を文書化した、取締役会の議題及び
議事録
- CAEが取締役会に提出したプレゼンテーション
- 取締役に対する内部監査のコミュニケーション
- 取締役会の注意を喚起すべき問題を識別するための規準、及びそのような問
題についてコミュニケーションをとる又は上申するためのプロセスを文書化
したもの

4-5 組織体の文化がコントロールに及ぼす影響

組織体の文化は、組織体の日々の行動に影響を与える価値観であり、理想として掲げる価値観よりも、スタッフが実際に職場で行動する際の指針となる価値観といえる。組織体の文化は、倫理的な環境、組織の雰囲気、規則やコアバリューを反映したもので、各組織に固有の要素である。

内部監査人は、組織体のガバナンスに対する姿勢、顧客関係の維持、重要な意思決定、従業員の待遇、マイナスの影響を与える事象への対応などを調査することで、組織体の文化がコントロール環境に与える影響を学ぶことができる。例えば、倫理観の欠如やコンプライアンス軽視の気風は、組織体を過度のリスクにさらす可能性がある。

論点

コントロール環境(Control Environment)の定義

統制環境

トレッドウェイ委員会支援組織委員会(通称、COSO)がリリースした報告書「内部統制の統合的フレームワーク」(通称、COSO リポート)において、COSO リポートでは、統制(コントロール)環境(Control Environment)を以下のように定義している。

定義

統制環境とは、組織全体にわたって内部統制を実行するための基礎となる一連の基準、プロセス及び組織構造である。取締役会及び最高経営者は、内部統制の重要性及び期待される行動基準に関するトッピングの気風を確立する。

内部統制に関する組織体の価値観、考え方

4-6 倫理とコンプライアンス・プログラムの評価

基準9.4「内部監査の計画」において、「内部監査の計画は、組織体のコンプライアンスと倫理プログラムの有効性をカバーすることを考慮しなければならない」と、定められている。

組織体の倫理

組織体のガバナンス・プロセスを理解し、改善のための適切な助言をするため、内部監査部門は、組織体の倫理観や価値観に関連する目標、プログラム及び活動をレビューする。

コンプライアンス

グローバル内部監査基準では、コンプライアンスを、「法令、財務、契約、方針、手続及びその他の要求事項を遵守すること。」と定義する。

論点

コンプライアンス・プログラムの評価 社内での約束事

コンプライアンス・プログラムは、従業員の故意の違反を防止し、違反行為を発見し、また、従業員が意図的に違反を犯さないよう組織体を支援するものである。内部監査人は、組織体のコンプライアンス・プログラムを評価しなければならない。

組織体の環境関連活動に関わる内部監査部門の役割、環境監査

- a) CAEは組織体の環境関連の活動を評価する役割がある。

論
点

環境リスクの識別及び報告

CAEは、全社的リスク・マネジメントの評価に、環境・健康・安全リスクを含め、組織全体の業務に関する他の種類のリスクとバランスを保ちつつ、(環境関連)活動を評価すべきである。評価すべき残余リスクは以下のものが含まれる。

- 組織体の報告体系
- 環境破壊・罰金・罰則の発生可能性
- 環境保護局及びその他の政府機関が義務付けている費用の支払
- 傷害や死亡事故歴
- 顧客喪失の記録
- 批判的な世評
- 公衆のイメージや評判の喪失に関する出来事の履歴等

4-7 企業の社会的責任

企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility; CSR)

今日、世界中の企業が社会的責任や持続可能な発展(Sustainable Development; SD)に関するミッション・ステートメントやガバナンス活動を導入している。顧客や従業員、その他の利害関係者は、企業が社会的責任を持ち持続可能なやり方で事業活動を行うよう期待している。

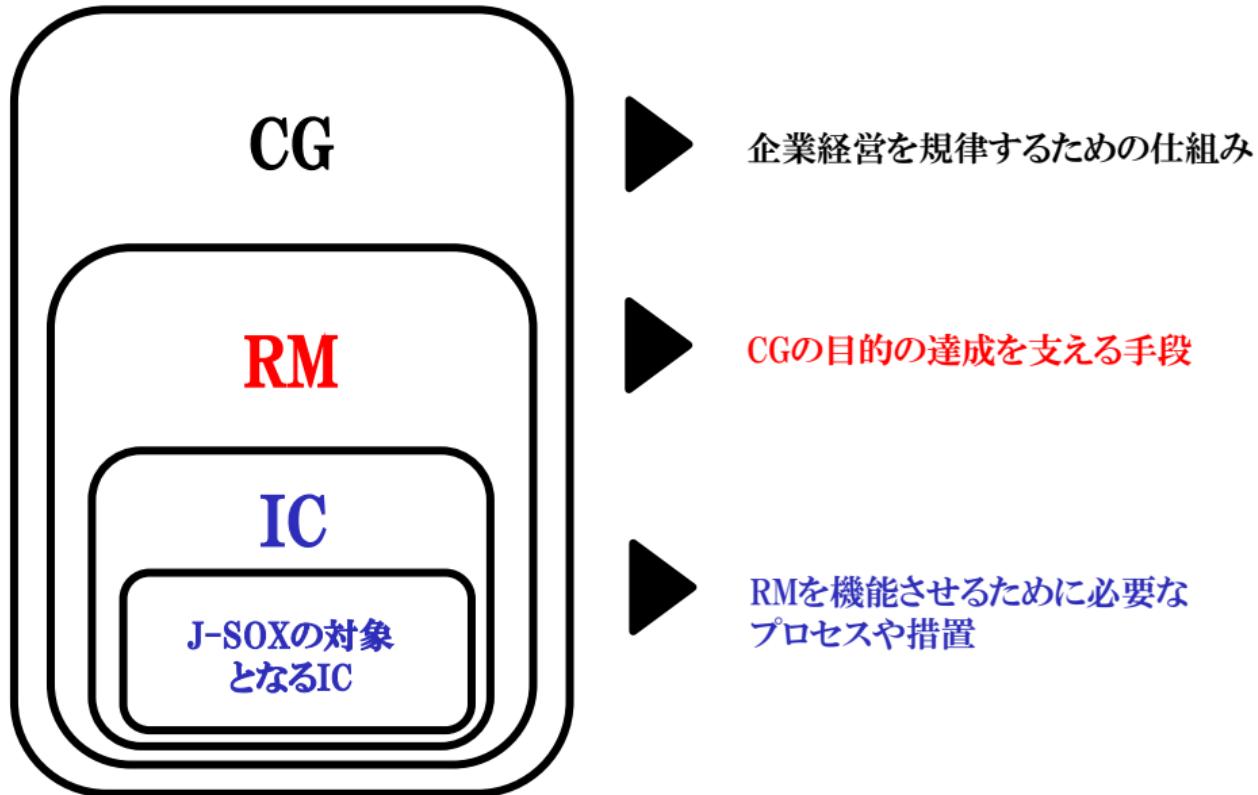
論点

企業の社会的責任の定義

定義

企業の社会的責任とは、社会的、環境的、経済的な問題を自社の価値、文化、意思決定、戦略及び活動に、透明性のある、説明責任を満たすやり方で組み入れることで、企業内でより良い事業慣行を確立し、富を築き、社会を良くすることを言う。

G・RM・ICの関連性



**想定されるリスク、対応するIC活動、ICの種類等
を一覧表にしたもの**

P108 適合している証拠の例

- G・RM・ICに関する議論が記載された取締役会
議事録のレビュー
- CAEと、G・RM・ICの役割を担う者との議論の記録

本日の論点

- ◆ 内部監査部門の管理(原則8、原則9)
- ◆ コーポレート・ガバナンスの基本的な仕組みについて
- ◆ ガバナンス・プロセスの評価対象

Chapter 4

◎ 2, 3, 7